

は、3月9日の「世界女性の日」に関連している。韓国では「世界女性の日」に女性連合が中心になって大きな行事が毎年開催されている。その時期に併せかい女性をめぐる出産・育児の環境がスウェーデンやフランスなど国家が取り組む支援の比較が10ページにわたって特集されている¹。

2-1 韓国の政権交代と少子化対策

韓国社会で少子化が社会問題化した2000年代初頭は金大中政権(1998-2002年)時であった。金大中政権では2001年に大統領女性特別委員会を女性省に昇格させ、女性の社会的地位の向上に積極的に対応し、少子化対策と女性の地位の向上とあわせて保育事業や仕事と家庭の両立支援政策を検討した。盧武鉉政権(2003-2007年)では少子化が社会的課題として積極的に議論され2004年に大統領直属の「高齢化及び未来社会委員会」が設置されている。少子化対策として家庭と仕事の両立、男性の育児参加を奨励するために企業にたいして育児休暇制度などを含むファミリーフレンドリー制度を拡充するよう求め、2004年には子育て支援を充足するために保育関連事業の所管を保健福祉省から女性省へ移管した。この時期から少子化対策を家族政策の枠組みの中で検討するようになった。2005年には低出産・高齢社会基本法と健康家庭基本法が制定され、体系的な家族政策を推進するために女性省を女性家族省に改編している。2006年には「低出産・高齢社会基本計画」が発表され、体系的な少子化対策「第1回低出産・高齢社会基本計画:セロマジ・プラン2010」において幅広い対策が検討・推進された(鈴木2009)。その一方で、各種政策を実現するための予算の拡充がなされておらず、以前から議論されている子ども手当も実現の見込みがたっていない。子育てや家族にかんする政府の所管が省庁再編や政権交代によって度々変更されている。2008年に盧武鉉政権から李明博政権に交代した際には、3月の省庁再編によって女性家族省から「家族」部門が切り離され、女性家族省は女性省に戻り、家族部門は保健福祉省へ移管となり「保健福祉家族省」が誕生している。このような所轄の度重なる変更は、施策の実行に少なからぬ影響を与えていると考えられる。

李明博政権(2008-現在)は経済政策・労働政策に力を注いでいるといわれており、少子化対策面ではセロマジ・プランの拡充の他には積極的には特段新しい取組みがなされていなかった。しかし、2009年11月には少子化対策へ向けた動きが活発化し大統領直属未来企画委員会の第1回少子化対応戦略会議において「少子化対応推進の方向性」が報告された。少子高齢化社会基本計画(2011-2015年)を作成中で、今後具体的な政策課題が検討される。例えば、子育ての負担軽減のために小学校就学年齢を一年前倒し、その結果削減される予算を保育と育児教育に投入する案がある。また、出産へのインセンティブ付与策に積極的に取組み、三人以上の子を持つ家庭にたいして大学入学と就職時の優遇、高校の授業料支援と大学学資金の優先支援、親の定年延長などの対策案が挙げられている。0~2歳児対象の「訪問ベビーシッター・サービス」を拡大し、妊娠・出産女性を優遇する企業に積極的なインセンティブを提供する予定である²。

2-2 少子化対策と韓国人増加政策

少子化による人口の減少、国力の低下が懸念される中で家族のあり方が課題となっている。政府は家族の多様化を家族解体と捉えている。離婚の増加に伴い母子・父子家庭などの一人親家

1 「出産ストライキー国家が育てるまで子どもを産まないー」『ハンギョレ 21』801号 42-51

2 韓国文化体育観光省ホームページ <http://www.mcst.go.kr/japanese/>

庭や、親のいない「祖孫家族」と呼ばれる祖父母と孫からなる家庭がみられるようになった(パク 2009)。1997年のIMF経済危機を契機に家族の多様化が進んだと考えられる中で、政府は家族政策を政府主体で推進する方向にあり、その目標は社会の基本単位としての家族の機能を強化し、家族構成員らの生活の質の向上を目指すことにある。

急激な少子化現象に対応するため、出生率の向上を目指した各種政策やセロマジ・プランが展開される中で、韓国社会で新たな社会変化が起こっていた。それは、韓国社会における外国人の急増である。パク(2009)は国際結婚家庭が増加しており、韓国社会が新しい家族のスタイルが生まれていると指摘する。2000年代にはいり新たな社会的課題となっているのが「多文化家族」である。多文化家族は韓国人と外国人の国際結婚によって形成された家族のことであり、具体的には「韓国人の夫と外国人の妻、そしてその子ども」をさしている。多文化家族という言葉は外国人妻と韓国人夫の婚姻件数が増加する中で広く一般的に使用されている。1990年代前半までは、韓国人女性と外国人男性との婚姻が多かったが、1990年代後半からその組み合わせが反転した。その社会的背景には農村部男性の結婚難、中国朝鮮族女性との婚姻増加、さらに広くアジア地域女性との婚姻が広がったことがある。

多文化家族への対応は家族政策の枠組みに組み込まれていて、「未来志向的な人的資本投資」として考えられていることが韓国の外国人政策の特殊性のひとつといえる。政府は外国人の増加、中でも国際結婚によって韓国に居住する外国人とその子どもへの対策を積極的に講じはじめている。2006年には「多文化・多民族社会への移行」を宣言し、多文化主義的な政策の導入をはじめた。これら新たな施策は、韓国に労働者として生活する外国人全般に向けられたものというよりも、韓国人と結婚し韓国に定住する外国人(主に女性)を主体としている。結婚によって韓国に移住し、家族形成を営む女性は韓国社会の少子化と高齢化の危機にたいする解決策として受け入れられている(金 2009)。

李明博政権の大統領直属未来企画委員会第1回少子化対応戦略会議において報告された「少子化対応推進の方向性」では、その三つの柱に注目する必要がある。それは(1)子育て負担の軽減、(2)仕事と家庭の両立のために基盤の拡充、そして、(3)「韓国人」増加策である。「韓国人」増加策とは、「韓国人」を増加するための具体的方策であり、二重国籍者などに柔軟に対応するための各種規則の改正を検討している。その他に移民政策として海外の優秀な人材の積極的受け入れや多文化家庭の子どもにたいする言語発達支援、韓国語と(父母の)母語の二重言語教育プログラムを運営し、多文化家庭の定着を支援することが提案された³。

韓国は日本と同様に少子化と高齢化による人口減少と国力の低下が憂慮されており、2000年には国連から Replacement Migration(補充移民)の必要性が指摘されている。韓国の高齢化の速度は日本よりも急速であるため現在の少子化対策は出生率の上昇だけではなく人口減少の速度を緩めるための高齢化対策であり人口政策として捉えることができる。

2-3 外国人労働者受け入れ政策

ここで韓国の外国人労働者の受け入れ政策について触れておきたい。韓国は急速な経済成長、急激な社会変化を経験しておりそれは「圧縮的近代化」と呼ばれる。外国人労働者を巡る環境においてもそれは同様である。韓国では1990年代から外国人労働者を研修制度の形式で受け入れ

³ 韓国文化体育観光省ホームページ <http://www.mcst.go.kr/japanese/>

をはじめている。受け入れ制度については表 1 のとおりである。

表 1 韓国 外国人労働者受け入れ制度(1991 年～)

| | |
|--------|---|
| 1991 年 | 海外投資企業研修制度 (最長1年) |
| | 外国人産業技術研修査証発給にかんする業務処理指針及びその施行細則 |
| 1993 年 | 外国人産業研修生制度 (最長2年) 2007 年廃止 |
| 2001 年 | サービス分野就労管理制度 (最長5年) |
| 2002 年 | 研修就業制度 (1年研修・2年の就労) |
| 2004 年 | 外国人勤労者雇用許可制度 (最長3年) (二国間協約) インドネシア・ウズベキスタン・カンボディア・キルギス・タイ・中国・パキスタン・バングラ ディッシュ・フィリピン・ベトナム・ミャンマー・モンゴル・ネパール・東ティモールなどに拡 大 |
| 2007 年 | 訪問就業制度 (最長5年) |

韓国語能力は労働に従事するために非熟練外国人労働者にたいしても必須であるとの判断から、現在では韓国語試験が課されている。2004 年以降、事前研修に韓国語教育を取り入れ、世界韓国語認証試験が法務省の主導で行われている。一定の韓国語能力を証明するために「EPS-KLT」と呼ばれる韓国政府認定の韓国語能力試験が課されている。EPS-KLT に合格すれば雇用許可制に基づき、韓国国内での就労が可能となる。その対象は表 1 にある二国間協約の国々の出身者で韓国語の習得プログラムの運営は各国に委ねられており、韓国政府は試験を実施するのみの方針にある⁴。

韓国語能力を重視する場合、中国朝鮮族など朝鮮半島にルーツを持つ外国人のための特別な就労査証制度がある。就労管理制度と訪問就業制度がそれにあたる。この制度は日本の 1990 年改正出入国管理及び難民認定法の第七条第一項第二号の規定にある日系人の査証規定に近いものがある。日本では同法別表第二の定住者の項には法務省の告示(定住告示)によって、日本人の子として出生した者の実子、日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本籍を有したことがあるものの実子の実子であることが定められている。韓国の場合は「サービス分野就労管理制度」(2002 年)と「訪問就業制度」(2007 年)において訪問・同居ビザ(F-1)発給対象者のうち、国内に八親等以内の血族または四親等以内の姻族のある者、あるいは大韓民国の戸籍に記載されている者及びその直系尊属・卑属で、四十歳以上の韓国系外国人に就労資格が与えられる。李政権の少子化対策に組み込まれている「韓国人増加策」は、今後このような労働者についても適用が拡大される可能性もある。

2000 年代初頭に外国人労働者受け入れの制度整備が行われ、2007 年には在韓外国人処遇基本法が制定された。その背景には急速に増加する外国人にたいする社会的なインフラの整備が必要となり、外国人にむけた具体的な対応策が必須な社会状況があったためである。在韓外国人処遇基本法では受け入れ先である韓国人にたいして外国人との共生の重要性が「国民と在韓外

⁴ Korean international Cooperation Agency (KOICA) などが運営している。

国人がお互いの文化と伝統を尊重しながら共に暮らしていける社会環境をつくるために毎年 5 月 20 日を世界人の日とし、世界人の日から一週間の期間を世界人週間とする」として明文化され、さらに、第 10 条では「在韓外国人等の人権擁護」として国家及び地方自治団体は在韓外国人とその子どもに対して不合理な差別防止及び人権擁護のための教育・広報など必要な処置を行うよう努めることが規定されている。

3 多文化家族の現状

韓国社会では結婚移民者、多文化家族、国際結婚家庭への関心が高まっている。近年では、移民女性とその子どもたちの言語の課題が取り上げられている。朝鮮日報(2010年3月9日)では「国際結婚家庭の子供たちの 10 年後を考えよう」と題した社説に韓国語能力、言語面の課題から連なる学習能力、進学率の低下や著しい退学者数の高さが課題として指摘されていて、国際結婚家庭を支援するために積極的な対策検討を求めている。

韓国人男性との結婚を目的とした結婚移民者が「移住女性」と呼ばれ顕著になったのは 2000 年代になってからである。外国人労働者にたいする社会政策が構築されるのにあわせてように、結婚移民者にもさまざまな対応策がとられるようになった。かつては中国朝鮮族女性との婚姻が多かったが、現在はその他のアジア地域出身女性との婚姻が増加している。中国朝鮮族の女性の多くは韓国文化を理解し韓国語を話すことができたがその他のアジア地域出身女性の多くは文化的背景が異なり、当初は韓国語を話すことができない。そのような社会状況の中で、2008年に多文化家族にたいする公的な支援対策が「多文化家族支援法」として制定・施行され、社会統合プログラム履修制が始まっている。これらの政策は政府の積極的な取組みを表している。

3-1 韓国における国際結婚移民者の現状

国際結婚件数の増加は表 2 のとおりである。国際結婚は 1990 年に 5,000 件にも満たなかったものが、2002 年に 15,202 件、2008 年には 36,204 件と急増し、2008 年には全体婚姻数(327,715 件)の 11%を占める状況にある。2008 年 5 月の段階で人口は 14 万 4,385 名 で 2007 年度よりも 13.7% 増加している。結婚移民者は地方農村部に多いと考えられているが、半分以上(53%)がソウル・京畿道地域に居住している。性別では、女性が 88.4%と圧倒的多数を占め、韓国籍未取得者の割合が高い。出身国別では、中国が一番多く中でも朝鮮族が突出している。続いて、ベトナム出身者・フィリピン出身者が多い。現在国際結婚家庭の子どもは 10 万名を超えており、その数は 国際結婚の増加に伴い上昇の一途をたどっている。

表 2 結婚移民者

| 全体 | | | 国籍未取得者 | | | 国籍取得者 | | |
|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|--------|
| 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 16,702 | 127,683 | 144,385 | 13,711 | 89,002 | 102,713 | 41,672 | 2,991 | 38,681 |

表3 国籍別現況

| | 計 | 中国 | 中国 朝鮮族 | ベトナム | 日本 |
|------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 計 | 144,385 (100%) | 33,617 (23.3%) | 55,789 (38.6%) | 21,150 (14.6%) | 6,864 (4.4%) |
| 国籍 未取得者 | 102,713 (71.1%) | 32,466 | 22,683 | 19,660 | 5,994 |
| 国籍 取得者 | 41,672 (28.9%) | 10,984 | 23,323 | 1,490 | 470 |

| | 台湾 | フィリピン | モンゴル | タイ | 他 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 計 | 3,806 (2.6%) | 7,826 (5.4%) | 2,054 (1.4%) | 1,843 (1.2%) | 11,787 (8.1%) |
| 国籍 未取得者 | 3,341 | 4,716 | 1,855 | 1,644 | 10,354 |
| 国籍 取得者 | 464 | 3,110 | 199 | 199 | 1,433 |

表4 婚姻件数に対する国際結婚の婚姻数・比率

| | 2002年 | 2004年 | 2006年 | 2008年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 全体婚姻件数 | 304,877 | 308,598 | 330,634 | 327,715 |
| 国際結婚数 | 15,202 | 34,640 | 38,759 | 36,204 |
| 比率 | 5.0% | 11.2% | 11.7% | 11.0% |

いずれも保健福祉家族省ホームページより

3-2 韓国多文化家族の現況と対策法案

政府は多文化家族支援法を施行し、多文化家族への支援を手厚くしていく方針にある。多文化家族にたいする支援は2005年以降、健康家庭支援センターや多文化家族支援センター(旧:結婚移民者家族支援センター)を通じて政府が積極的に推進している。2008年には、政府の研究機関である韓国保健社会研究院が多文化家族にたいする実態調査を行った。キム(2009)は調査結果をもとに、次のような政策方案を出している。

表5 多文化家族にむけた政策方案

| 政策方案の内容 |
|--------------------------|
| (1) 多文化家族の意思疎通支援法案 |
| (2) 家庭内暴力被害者への事後支援の強化 |
| (3) 多文化家族の基本生活保障と所得保障の強化 |
| (4) 多文化家族の基本医療保障 |
| (5) 多文化家族の子どもへの養育支援の拡大 |

キム(2009)『保健福祉フォーラム』2009年5月

後述するように、多文化家族には結婚移民者、配偶者、夫婦間、義父母など配偶者の家族、そして子どもと多様な課題がある。なかでも、言語や文化を異にする夫婦間・家族間の意思疎通問題が挙げられる。意思の疎通が図れないことが原因で家庭内暴力に至る場合も多く、緊急な課題である。国際結婚を希望する男性は所得が低い傾向があり、表6のように月収100～199万ウォンが44.7%となっている。自営業者の場合も多く、医療保障にも課題がある。

表6 多文化家族 所得分布 (892件、%)

| | 99万ウォン以下 | 100～199万ウォン | 200～299万ウォン | 300万ウォン以上 |
|----|----------|-------------|-------------|-----------|
| 所得 | 9.8 | 44.7 | 31.2 | 14.3 |

2008年度「多文化家族実態調査」韓国保健社会研究院の調査結果より(キム2009)

多文化家族の構成を表7からみると、父母・義父母との同居が少ないことがわかる。多文化家族の子どもへの育児支援の必要性が挙げられるのは、このような家族状況もひとつの理由と考えられる。

表7 多文化家族 配偶者の親との同居 (918件、%)

| | 両親 | 父親のみ | 母親のみ | 非同居 |
|--------|------|------|------|------|
| 結婚移民者 | 18.8 | 2.9 | 22.1 | 56.1 |
| 韓国人配偶者 | 10.8 | 1.6 | 13.8 | 73.8 |

2008年度「多文化家族実態調査」韓国保健社会研究院の調査結果より(キム2009)

3-3 求められる支援プログラム

結婚移民者の韓国滞在年数別(2年未満・2～4年未満・4～6年未満・6年以上の四期間)に求められる支援プログラムをまとめたのが表8である。いずれの滞在年数でも最も必要とされているのが韓国語教育である。2年未満の場合は73.4%となっているのにたいして6年以上では31.3%と半分以下になり、その分子育て支援の必要性が高まっている。滞在が4年を超えると、韓国料理など韓国文化への適応や社会参画へ向けた職業訓練への希望が増えており、滞在年数が長くなるに従い必要な支援に変化があることがわかる。

表8 多文化支援プログラムの利用について(滞在年数別・名)

| | 全体 | 2年未満 | 2～4年未満 | 4～6年未満 | 6年以上 |
|----------------|------|------|--------|--------|------|
| 韓国語教育 | 54.5 | 73.4 | 59.8 | 44.9 | 31.3 |
| 韓国料理習得 | 4.1 | 2.9 | 2.8 | 7.9 | 6.0 |
| 韓国文化関連 | 2.9 | 2.2 | 3.2 | 3.1 | 3.2 |
| 家族関係の相談・教育 | 2.9 | 1.9 | 2.8 | 3.9 | 3.6 |
| 子どもについて父母相談・教育 | 7.2 | 4.2 | 5.0 | 11.8 | 10.7 |
| 家庭内暴力相談・支援 | 0.4 | - | 1.4 | - | - |
| 法律相談・支援 | 1.1 | 1.0 | 1.1 | 0.8 | 1.6 |
| 医療相談・支援 | 1.1 | 0.3 | 1.1 | 0.8 | 2.8 |
| パソコン・情報化教育 | 3.0 | 1.9 | 3.6 | 1.6 | 3.6 |
| 就業教育・職業訓練 | 5.5 | 3.2 | 4.6 | 5.5 | 7.9 |
| 仕事の斡旋 | 3.4 | 2.6 | 2.5 | 2.4 | 4.8 |
| 生活情報提供 | 1.1 | 0.6 | 0.7 | - | 2.4 |
| 子育て・教育指導援助提供 | 11.6 | 4.8 | 10.7 | 16.5 | 20.6 |
| 公共扶助サービス提供 | 0.6 | 0.3 | 0.4 | 0.8 | 1.2 |
| 電話通訳サービス提要 | 0.2 | 0.3 | - | - | 0.4 |
| 他 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | - | - |

4 多文化家族への支援制度

4-1 健康家庭支援センターと多文化家族支援センター

韓国では健康家庭支援センター(2005年開所)を全国に設置し、様々な家族支援プログラムを展開している。2006年からは多文化家族を支援するために結婚移民者家族支援センターを設置し、総合的な支援プログラムを実践し始めた。2008年には多文化家族支援法が施行されたため、結婚移民者家族支援センターは法律に規定された多文化家族支援センターへと改編されている。

健康家庭支援センターは2005年に制定された健康家庭基本法の第35条第1項において「国家および地方団体は家庭問題の予防・相談および治療、健康家庭の維持のためのプログラムの開発、家族文化運動の展開、家庭関連情報および資料提供などのために市・道、市・郡に健康家庭支援センターを置く」と定められたことを法的根拠としている。健康家庭支援センターと多文化家族

支援センター(旧:結婚移民者家族支援センター)の沿革は表 9 のとおりであり、どのような政府体制で多文化家族支援が行われてきたか概観できる。

健康家庭支援センターは現在、保健福祉家族省が所管しているがその運営は民間委託事業となっており、2005 年 1 月にソウル市において中央健康家庭支援センターを社団法人「新しい家庭を健康にする市民の集い」が運営することで委託契約が結ばれている。

表 9 健康家庭支援センター・多文化家族支援センター 沿革

| 健康家庭支援センター・多文化家族支援センター | |
|------------------------|--|
| 2005 年 1 月 | 保健福祉省と社団法人新しい家庭を健康にする市民の集いが中央健康家庭支援センターの運営について委託契約を結ぶ |
| 3 月 | 中央健康家庭支援センター 開所 |
| 6 月 | 保健福祉省から女性家族省へ移管 |
| 2006 年 3 月 | 女性家族省が結婚移民者家族支援センター管理事業の委託契約を結ぶ |
| 4 月 | 21 箇所 結婚移民者家族支援センターを開所し、管理事業に着手 |
| 9 月 | 結婚移民者家族支援のための統合プログラム開発と普及 |
| 12 月 | 結婚移民者家族支援センター事業報告会・事業評価会 |
| 2007 年 3 月 | 38 箇所 結婚移民者家族支援センターを開所し、管理事業に着手 2007 年結婚移民者家族支援のための児童養育支援事業管理業務の委託契約 |
| 2007 年 3 月 ～8 月 | 結婚移民者家族の育児ヘルパー 327 名養成 |
| 6 月 | 2007 年結婚移民者家族モニタリング団の構築と運営 |
| 12 月 | 『多文化移行コンテンツ』発刊(ベトナム語・フィリピン語・中国語) 結婚移民者家族支援センター事業報告会と事業評価会開催 第 1 回全国結婚移民者家族自助グループ大会 |
| 2008 年 1 月 | 80 箇所 結婚移民者家族支援センターを開所し、管理事業に着手 |
| 2 月～7 月 | 結婚移民者家族訪問教育指導者養成 2,500 名 |
| 3 月 | 女性家族省(現:女性省)から保健福祉家族省へ移管 |
| 4 月 | 多文化家族情報マガジン『Rainbow+』創刊 |
| 6 月 | 2008 年多文化家族営農技術教育事業の管理・運営機関 承認 |
| 8 月 | 『多文化社会への移行』発刊 |
| 9 月 | 多文化家族支援法施行によって多文化家族支援センターへ名称変更 国際結婚男性へ予備・配偶者教育プログラム開発と専門講師養成 |
| 10 月 | 多文化社会への移行、専門講師養成 |
| 12 月 | 多文化家族モニタリング団と多文化広報大使会議 多文化家族支援センター事業報告会と事業評価会 「全国多文化家族事業支援団」へ管理機関の名称変更 |

4-2 多文化家族支援センターの設置

多文化家族支援センターは 2006 年当時に結婚移民者家族支援センターとして設置された。2008 年に多文化家族支援法を法的根拠として再編成され結婚移民者家族支援センターから多文化家族支援センターへと名称変更された。多文化家族支援法を法的根拠とし第 6 条第 1 項の「生活情報の提供および教育支援」を行うため、保健福祉家族省長官、市・区などの長が選定主体となり、市・区や、市・区等が指定する非営利法人や団体に委託されている。ソウル市にある中央健康家庭支援センター内に設置された全国多文化家族事業支援団が中心となり、全国各地に拠点センターと地域センターにおいて多文化家族支援のプログラムが運営されている。2006 年の開所当時は専従職員 1 名で 21 箇所のセンターを担当していた。表 12 にあるように毎年事業を拡大し、2009 年には全国多文化家族事業支援団が事業主体として新たに編成された。2009 年には専従者 14 名となり、センターは全国で 100 箇所の運営体制となった。2010 年には 140 箇所に拡大の予定である。

表 10 多文化家族支援法と多文化家族支援センター

| |
|--|
| 法的根拠:多文化家族支援法 다문화가족지원법 (2008年3月21日制定 法律第8937号) |
| 第 12 条(多文化家族支援センターの指定など)保健福祉家族省長官は、多文化家族支援施策の施行のために必要な場合には、多文化家族支援に必要な専門人材及び施設を備えた法人、または団体を多文化家族支援センターに指定することができる。 |
| 1) 多文化家族のための教育、相談等の支援事業 2) 多文化家族支援サービスの情報提供及び広報 3) 多文化家族支援関連機関及び団体とのサービス連携 4) その他の多文化家族支援のために必要な事業 |

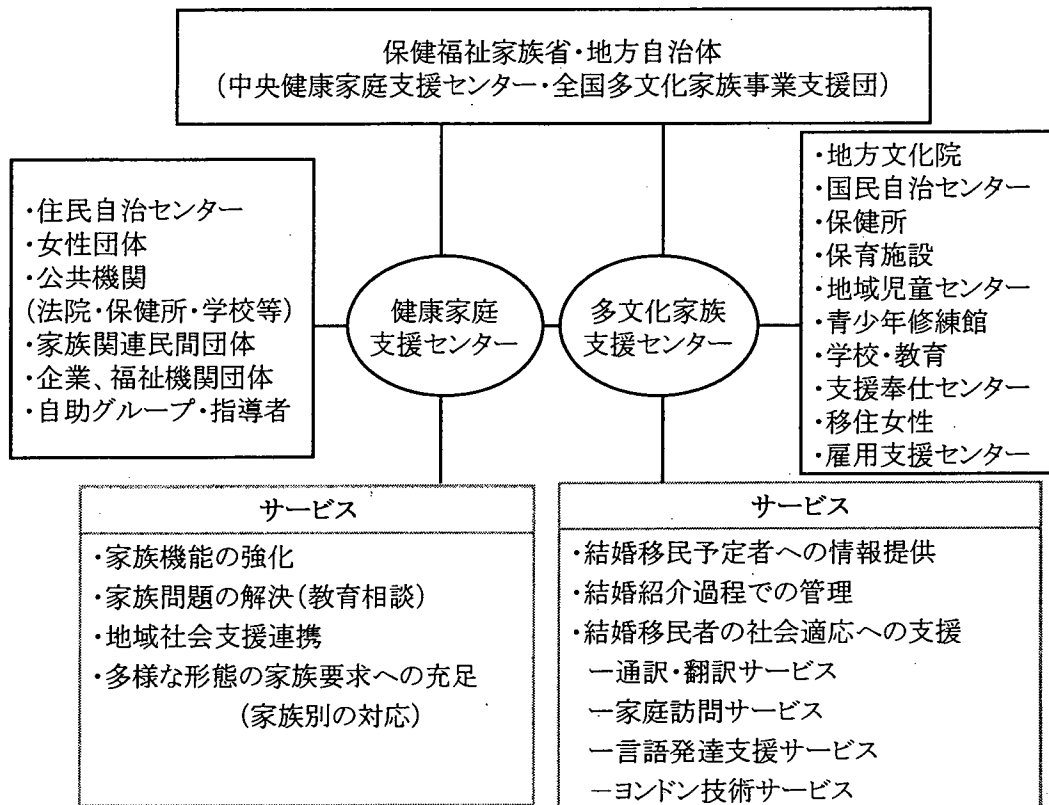
表 11 多文化家族への家族支援と諸制度

| | |
|----------|-------------------------|
| 2007年12月 | 保健福祉家族省 結婚仲介業管理法改正 |
| 2008年3月 | 保健福祉家族省 多文化家族支援法 |
| 6月 | 女性結婚移民者家族社会統合支援対策 樹立・推進 |
| 2008年7月 | 文化体育観光省多文化社会文化支援法 立法予告 |

表 12 多文化家族支援センターの拡充

| | | |
|-------|-----------|-----|
| 2006年 | 21ヶ所 | 1名 |
| 2007年 | 38ヶ所 | 2名 |
| 2008年 | 80ヶ所 | 10名 |
| 2009年 | 100ヶ所 | 14名 |
| 2010年 | 140ヶ所(予定) | 未定 |

図1 韓国の家族政策における健康家庭支援センター・多文化家族支援センター



5 多文化家族支援プログラム

5-1 国際結婚へ向けた結婚準備支援プログラム

結婚移民者には自由恋愛で結婚し互いの言語を理解し合うカップルや、仲介者を通じて紹介を受け、見合い結婚の形で婚姻するカップルが存在する。韓国の場合、1992年に中国との国交正常化後、中国や近隣諸国の朝鮮族女性の結婚移民者が増加した。多くが韓国語での会話が可能であった。2000年代にはいり中国、フィリピン、ベトナムなどアジアの広範囲から結婚移民者が来るようになった。結婚移民者が増加する中で結婚斡旋を行う業者も増え、その対応と結婚後の韓国での生活が度々問題視され、結婚移民者の人権を守る観点から政府が結婚斡旋業者を取り締まるまでになり、2008年には「結婚仲介業の管理にかんする法律」が制定された。現在は政府が一定の形で結婚の斡旋に介入する。ベトナムやフィリピンでは2008年から韓国政府が婚姻に際して一定のモニタリングを行なうための政府関係機関を設置している。結婚移民者が韓国に来た後は洞事務所を通じて多文化家族支援センターなど支援団体に連絡が取れる仕組みになっている。社会統合プログラムでは、結婚移民者が韓国語のレッスンを受けることを義務付け、その配偶者にたいしても相手の母文化を学ぶ機会を与えている。韓国語の上達が必須であるが、一部の韓国人には、結婚移民者が韓国語能力を高めることによって韓国社会に適応し、夫の下を離れるような知識を得ないことを希望している場合がある。洞事務所や多文化家族支援センターとの連携はその

ようなケースを生み出さないような効果があると指摘される(金 2009)

韓国では家庭内暴力(特に、男性から女性にたいする暴力)が社会問題化しているが、結婚移民者にたいする韓国人男性の暴力行為も一層深刻な課題を抱えている。一緒に住むまで韓国語を話さず、韓国文化を知らない女性と男性が結婚して意思疎通を図ることができない場合、その婚姻を維持する難しさは想像に難くない。韓国人男性によって暴力を受けた結婚移民女性は多く報告されており、死に至る場合もある。意思疎通を図るには、韓国語能力を高めることが最重要となり、政府支援プログラムでも重点的に行われている。多文化家族の実態調査は近年数々行われているが、夫婦間のコミュニケーションの欠如、家庭内暴力、所得の問題、医療保障、子どもの教育課題、家族・親族問題等が課題として挙げられている(キム 2009)。そのため 運営プログラムは表 13 にあるように多様で韓国語教室、子どもの教育への支援、結婚予備教室などがある。

5-2 韓国人男性の国際結婚予備・配偶者プログラム

結婚紹介により国際結婚が決まったカップルは、結婚準備から結婚後まで様々なプログラムを受けることができる。仲介による国際結婚は結婚移民者となる女性の多くが韓国語を話すことができず、韓国文化も理解していない場合が多い。逆に、結婚移民者を受け入れる男性側も花嫁となる女性の母語や母文化を理解していない場合が殆どである。そのためお互いにコミュニケーションを図ることができないケースが目立ち、男性やその家族との不仲や社会適応ができない場合もでてくる。そのような状況を克服するために政府がいくつかの支援策をだしている。そのひとつが、結婚移民者と婚姻予定の韓国人男性にたいする国際結婚予備・配偶者プログラムである。プログラム内容は、多文化家族の韓国配偶者のための家族生活や言語学習など多様である。国際結婚予備・配偶者プログラムは保健福祉家族省が担当し、中央健康家庭支援センターが保健福祉家族省からの委託事業として受託しているため、健康家庭支援センターや多文化家族支援センターにおいて運営されている。

5-3 多文化家族支援関連冊子『Rainbow+』

保健福祉家族省と全国多文化家族事業支援団は 2008 年の春から多文化家族のための冊子『Rainbow+』を年に 4 回発行している。冊子は韓国語と、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、モンゴル語、ロシア語の組み合わせで構成され、配布は無料となっている。冊子は多様な多文化家族の紹介、外国文化や料理の紹介、韓国での生活における制度やマナーの紹介、政府や各地域の行事の案内などが掲載されている。内容は韓国人配偶者、外国人(主に花嫁)双方に向けて書かれている。

表 13 多文化支援プログラム内容

| | 事業領域 | 対象 | 事業 |
|----------|---------------|----------------|--|
| 必須 事業 | 韓国語教育 | 結婚移民者 | 基礎・初級・中級・高級・他 |
| | 多文化社会移行教育 | 結婚移民者 | 社会教育 歴史教育 生活教育 |
| | 家族教育 | 多文化家族 | 多文化家族統合教育 夫婦教育 義父母教育 結婚移民者教育 配偶者教育 子どもの教育 |
| | 相談 | 多文化家族 | 家族相談 個人相談 |
| | 自助グループ | 多文化家族 | 家族統合 配偶者 義父母 統合国籍 国籍別 |
| 特化 事業 | 情緒支援 | 多文化家族 | メンタリング 文化体験 保健・医療 サークル活動 子どもの支援 |
| | 多文化家族エンパワーメント | 多文化家族 | コンピューター・情報化教育 職業教育 多文化講師養成教育 通訳者・翻訳者養成教育 相談員養成教育 |
| | 多文化認識の形成 | 多文化家族 地域構成員 | 多文化講師派遣 多文化シンポジウム 多文化キャンペーン 多文化祭り 多文化教育 |
| | 専門家の育成 | 地域構成員 | 韓国語講師養成 多文化講師養成 専門相談員養成 産後支援者養成 ボランティア教育 |

5-4 多文化家族モニタリングプログラム

多文化家族支援センターが行なっている事業に多文化家族モニタリングプログラムがある。これは、各国からきた結婚移民者の中でその年の多文化家族広報大使として選定された人々が活動し、報告を行なう。多文化家族モニタリング団活動は2007年6月に開始し、一年に四回程会議を開催している。2008年度報告書によると、多文化家族支援センター事業、政府の施策、多文化社会(多文化共生社会)についてのモニタリングが行われている。2008年にはベトナム3名、フィリピン3名、中国2名、モンゴル2名、日本2名、ウズベキスタン1名、タイ1名、エリトリア1名、コンゴ1名の計16名が選ばれ「多文化家族モニタリング団」として様々な取り組みを行なった。

具体的なプログラムとしてはモニタリング団による会議、多文化家族関連事業や政策のモニタリング、そしてインターネット上の「多文化家族モニタリングオンラインカフェ」での情報交換活動がある。韓国ではインターネット上に「カフェ」と呼ばれるオンライン専用の交流の場を開設するのが一般的で、多文化家族モニタリング団メンバー用のカフェが2007年5月に開設された。2008年には213名(女性109名、男性104名)の会員がオンラインで活動している。オンラインカフェの優れている点は居住地に関係なく交流を持てることにあり、会員の居住地は表14にあるように多彩である。

表14 多文化家族モニタリングオンラインカフェ 会員分布 (2008年12月)

| | | | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 居住地 | ソウル市 | 京畿道 | 全羅道 | 忠清道 | 慶尚道 | 江原道 |
| 会員数 | 55 | 27 | 23 | 22 | 22 | 13 |
| 釜山市 | 大邱市 | 仁川市 | 光州市 | 済州市 | 蔚山市 | 大田市 |
| 12 | 10 | 9 | 6 | 4 | 4 | 2 |

モニタリング団のメンバーは毎年公募され、応募にはオフライン(インターネット上以外のミーティング)で開催される会議に参加できることが条件となる。その他の応募資格については、結婚移民者が高校卒業以上の学歴があり韓国に5年以上居住する韓国語堪能な者であること、韓国側の配偶者は大学卒業以上の学歴があり、国際結婚を2年以上継続していることが求められている。活動への報酬としては、(1)多文化家族支援センターの教育プログラム、懇談会、事業報告会、政府関係機関事業などへの参加、(2)多様な多文化家族プログラムへの優先参加、(3)多文化家族支援センターモニタリング団の記念品などが挙げられる。

多文化家族モニタリング団活動は政府の施策や多文化家族支援センターの取り組みを多文化家族の視点から評価する有益なプログラムといえるが、高学歴が求められている点で、多様な出自や社会背景をもつ多文化家族の現状が反映できているとは考えにくい。

6 健康家庭支援センター・多文化家族支援センター事業

6-1 ソウル市内の健康家庭支援センター・多文化家族支援センター事業

各区のセンター運営は居住する多文化家族の数やプログラムによって異なる。運営主体は事業所によって福祉団体、宗教団体、大学機関など多様である。次に取り上げる麻浦区健康家庭支援センターの委託機関は海外養子縁組で著名な社団法人ホルト児童福祉会である。この他にソウル市では大学の参画が多く見受けられ、高麗大学、梨花女子大学、中央大学、慶熙大学、誠信女子大学などが産学連携プログラムや福祉プログラムとして運営にかかわっている。

多文化家族支援センターは2009年で100箇所設置されているが全ての地域とはなっていないため健康家庭支援センターが多文化家族支援プログラムを併置している場合が多々ある。ソウル市の場合下位行政区画25区に健康家庭支援センターが設置されているが、多文化家族支援センターの設置は4区(東大門区・銅雀区・城北区・永登浦区)のみである。委託団体は表15

のとおりであるが、区によっては健康家庭支援センターと多文化家族支援センターで委託機関が異なる場合がある。永登浦区の場合は健康家庭支援センターと多文化家族支援センターともに大韓仏教曹溪宗社会福祉財団が委託機関となっていて設置住所も同じであり、事務所が併設されている。城北区において健康家庭支援センターは高麗大学、多文化家族支援センターが天主教労働司牧委員会となっていてそれぞれ委託機関が異なる。

表15 ソウル市4区 健康家庭支援センター・多文化家族支援センター委託機関

| | 健康家庭支援センター | 多文化家族支援センター |
|------|---------------|---------------|
| 東大門区 | 慶熙大学 | 慶熙大学 |
| 銅雀区 | 中央大学 | 中央大学 |
| 城北区 | 高麗大学 | 天主教労働司牧委員会 |
| 永登浦区 | 大韓仏教曹溪宗社会福祉財団 | 大韓仏教曹溪宗社会福祉財団 |

6-2 多文化家族支援センターの利用者

多文化家族支援センターの2008年利用者の属性による内訳は表16にあるよう結婚移民者が26,904名で55%を占めている。26,904名の内女性が26,842名、男性が62名である。配偶者の利用は7,764名で16%となり男性が7,740名、女性が24名である。子どもの利用は7,475名と15%になっていて女兒が3,908名、男児が3,567名である。義父母の利用は2,487名で5%義母が1,841名、義父が646名である。次のソウル区毎の利用者の表から、多文化家族支援センターを利用する結婚移民者の90%以上が女性であることがわかる。

国籍別利用者を表17でみると2008年に全国の多文化家族支援センターを利用したのはベトナム出身者が一番多く、9,404名で、続いて中国出身者が7,528名、フィリピン出身者4,098名、日本出身者2,062名、カンボジア出身者950名の順になっている。

表16 多文化家族支援センター利用者 属性別 (2008年・名)

| 行政区 | 区分 | 結婚移民者 | | 配偶者 | | 義父母 | | 子ども | | | | | | | | 他 | | |
|------|-----|-------|----|-----|-----|-----|----|-----|------|----|------|----|-----|----|------|-----|----|----|
| | | 合計 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 母親 | 父親 | 3歳未満 | | 4~7歳 | | 小学生 | | 中学以上 | | 女性 | 男性 |
| | | | | | | | | | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | | |
| 東大門区 | 869 | 336 | 3 | 3 | 205 | 36 | 7 | 27 | 32 | 22 | 26 | 25 | 33 | 2 | — | 70 | 42 | |
| 銅雀区 | 706 | 353 | 5 | 1 | 89 | 13 | 2 | 23 | 38 | 14 | 10 | 11 | 10 | 6 | 7 | 114 | 10 | |
| 城北区 | 525 | 305 | 4 | 2 | 112 | 29 | 8 | 17 | 14 | 3 | 5 | — | 2 | — | — | 15 | 9 | |
| 永登浦区 | 759 | 410 | — | — | 123 | 18 | 13 | 36 | 37 | 25 | 35 | 16 | 18 | 3 | 3 | 10 | 12 | |

表17 多文化家族支援センター利用者 国籍別 (2008年・名)

| | 合計 | 中国 | ベトナム | 日本 | フィリピン | タイ | モンゴル | ロシア | ウズベキスタン | カンボジア | インドネシア | 他 |
|------|-----|-----|------|----|-------|----|------|-----|---------|-------|--------|----|
| 東大門区 | 339 | 101 | 80 | 86 | 24 | 2 | 10 | 8 | 6 | 8 | 4 | 10 |
| 銅雀区 | 358 | 72 | 116 | 52 | 28 | 7 | 8 | 12 | 13 | 22 | 2 | 26 |
| 城北区 | 309 | 96 | 125 | 15 | 25 | — | 5 | 9 | 7 | 10 | 4 | 13 |
| 永登浦区 | 410 | 109 | 83 | 48 | 60 | 15 | 16 | 8 | 26 | 9 | 5 | 31 |

多文化家族支援センター2008『多文化家族支援センター事業結果報告書』全国多文化家族事業支援団

6-3 健康家庭支援センターと多文化家族支援プログラム

ここでは、ソウル市江北区と麻浦区の健康家庭支援センターについて運営主体とプログラムについてみていく。

(1) 江北区健康家庭支援センター

江北区の健康家庭支援センターは2005年8月に開所され、委託機関は誠信女子大学校産学協力団である。事務所は江北区のスポーツ施設、江北ウェルネススポーツセンターの3階にある。センターには事務所と相談室が設置されており、プログラム運営の際にはスポーツセンターの会議室を利用している。健康家庭支援センターは全国共通の目標プログラムを組み立てているが、江北区の2009年の重要プログラムは表18のとおりである。江北区には多文化家族支援センターが設置されていないため、健康家庭支援センターが多文化家族にたいする多様な家族の統合サービスプログラムを実施運営している。

(2) 麻浦区健康家庭支援センター

麻浦区の健康家庭支援センターは2006年6月に開所され、委託機関はホルト児童福祉会である。健康家庭支援センターの事務所と相談室はホルト児童福祉会の建物の1階にある。毎月各種プログラムが運営されており、表19は2009年8月の事業プログラムである。麻浦区の場合も多文化家族支援センターが設置されていないため、健康家庭支援センターが多文化家族にたいするプログラムを実施運営している。韓国語教室予備召集・多文化家族養育期父母教育・結婚予備教室受付などがそれに該当する。結婚予備教室は先に述べた「韓国人男性の国際結婚予備・配偶者プログラム」である、運営は麻浦区単独ではなく近隣の龍山区、中区、鐘路区、西大門区、恩平区に居住する予備夫婦に向けて各区が協力してプログラムを組んでいる。健康家庭支援センターは区毎に設置されているため、プログラムの対象者は該当区に居住していることが条件となるが、プログラム内容や規模によっては他の区と連携したプログラム運営が行われ行政区を越えた活動がある。

表 18 2009 年ソウル市江北区健康家庭支援センター重要プログラム

| | |
|---|--|
| | 家族福祉支援サービス |
| 1 | 子どもへの支援事業 学童の放課後教室 相互扶助育児ネットワーク構築事業 地域社会家族連帯ネットワーク ‘遠族近隣ブリッジ’ |
| | 家族親和(ファミリーフレンドリー)文化の醸成 |
| 2 | 家族奉仕団 「家庭の月」記念事業 父親学校 負担のない結婚文化醸成事業 無料結婚式 支援および汎市民運動 家族探訪団 ハッピーファミリー 職場から始まる家族親和教育 |
| | 家族教育 |
| 3 | 家庭運営アカデミー 生涯周期(ライフサイクル)別 家族生活教育 予備夫婦/新婚期夫婦教育 結婚予備教室 ‘幸せな結婚、美しい人生’ 結婚移民者 韓国語教室 低出産キャンペーン |
| | 家族相談 |
| 4 | 電話・面談・ネット相談 法律相談 離婚危機 集団相談 心のケア治療室運営 |
| | 多様な家族の統合サービス |
| 5 | 多文化家庭の子ども対象 乳幼児保育および韓国語教室 多文化家庭教室 多文化家庭夫婦集団相談 妻のための料理教室 多文化家庭への医療支援と補充栄養事業 |
| | 地域社会との連携 |
| 6 | 運営委員会 諮問委員会 地域社会福祉協議体への参画 |

表 19 ソウル市麻浦区健康家庭支援センター 2009年8月 事業プログラム

| 事業名 | 開催日時 | 対象 | 内容 |
|--------------------------|----------------------------------|--------------------------------|---|
| 家庭運営アカデミー | 7月～9月 (11回) 毎週月曜日、 10時～12時 | 麻浦区居住の父母 | 次世代へ向けて幸せな子どもを育てる |
| 中年期家族生活教育 | 8月～9月 | 麻浦区居住の該当する年齢層の住民 | 幸せな老後への経済準備、子どもとの機能的な意思疎通 |
| 職場から始まる ハッピーファミリー | 7月～9月 | 圏内の中小企業 | 家族親和(ファミリーフレンドリー)経営教育 |
| 家族奉仕団 | 8月22日 土曜日 9時～14時 | 麻浦区居住の二人以上の家族 | 家族単位での支援奉仕活動(ソウル市立西部老人専門療養センター) |
| 幸せな遊び場 | 8月6日～19日 月～金曜日 9時～15時 | 麻浦区居住の小学生 1年～5年生 | 一時的に世話が必要な家庭の子どもを対象にした学習指導など |
| 家族乱打(ナンタ) | 8月～10月 (10回) 毎週金曜日 3時半～5時 | 二人以上の家族15名 (多文化家族10名) | 乱打(ナンタ)の基礎教育 公演活動 |
| 公開相談 スーパービジョン | 8月20日 木曜日 10時～12時 | 相談関連従事者及び 相談に関心のある人 | 相談事例を通じた相談専門技術の習得 |
| 韓国語教室予備召集 | 8月20日 木曜日 10時～12時 | 二学期 韓国語教室 へ参加希望者 | 二学期の韓国語教室 案内と文化活動紹介 |
| 多文化家族養育期 父母教育 | 8月 | 麻浦区居住の結婚移住女性 | 多文化家庭対象の養育期の父母教育 |
| 希望相談 (電話/面談/訪問 相談) | 月曜日～金曜日 9時～18時 | 麻浦区地域の住民 | 緊急な家族問題と近隣の問題にたいする 相談及び情報提供 電話予約も可能 |
| 結婚予備教室受付 | 9月9日、16日、23日 夕方7時～9時 | 麻浦区、龍山区、中区、鐘路区、西大門区、恩平区居住の予備夫婦 | ・通じる意思疎通技術 ・葛藤!どのように解決するか ・愛を育てる |
| お母さん・お父さんと 一緒に遊ぼう | 9月 毎週土曜日 10時半～11時半 | 麻浦区居住の3～5歳 児の父母 | 治療遊びを通じた家族連帯感の強化プログラム |

7 おわりに

韓国では日本語の「多文化共生」を意味する言葉はこれまで見あたらない。日本においては「多文化共生」という言葉が日本人と外国人の理解を深め、新たな社会を構築することを表現した言葉として用いられている。この言葉は 1980 年代に川崎市の行政用語として使われるようになり、1995 年の阪神・淡路大震災での外国人の被災経験とその支援活動の活発化を契機に全国に広がったといわれている(井口 2007)。

韓国は日本の植民地からの解放後、朝鮮戦争を経て急速な国家の近代化・経済成長を成し遂げ、それは「圧縮的近代化」と呼ばれている。外国人の受け入れについても 1990 年代にはいつから急速に外国人が増えたという社会背景からその圧縮的な面を見ることができる。韓国の在住外国人を巡っては 2000 年代に入ってから法整備や社会環境の醸成に関心が高まり、急速に増える外国人雇用や国際結婚への対応策が求められ、2007 年に制定された「在外外国人処遇基本法」によって韓国は外国人政策の転換期を迎えたといわれている(山脇 2009)。

最近の国際結婚による結婚移民者の急増は社会の一部男性の結婚難に対応した課題解決の手段といえるものである。家族を社会の基盤とし、血統主義が重要な文化であるとし、父系血統が重視される韓国社会において、外国人を家族として受け入れるには時間が必要と考えられる。

グローバル化が進行する現代社会では今後、韓国社会は外国人居住者とともにどのような方向を目指していくのか。それは福祉国家における家族の位置づけと無関係ではない。多文化家族支援法は外国人女性が婚姻のために韓国に移民し定住するための支援策であるが、金(2009)が指摘するように言語政策と国籍取得が一体化しており、福祉面が弱く、人権や市民権保障についても課題がある。多文化家族支援には政府と政府の事業委託機関以外に NGO/NPO の民間団体と協力した地域連携プログラムを運営することが求められる。

保健福祉家族省は多文化家族支援を所管し、多文化共生社会の構築へ向けた社会醸成は文化体育観光省が担当しており、2009 年 11 月には全国的に多文化キャンペーンを行っている。今後、韓国人へ向けた社会醸成プログラムの積極的展開が必要となる。

金(2009)が指摘する結婚移民者が韓国人男性と結婚することにより、少子化問題の解決になっているとの解釈には疑問が残る。この点については、韓国社会として結婚移民者とその家族を少子化対策の解決方法として捉え、社会全体で受け入れているかという解釈自体が課題となる。社会階層の上昇を期待する結婚移民者の韓国生活が母国での生活より貧しく、階層が低くなっているケースが報告されている。結婚移民者の配偶者(夫)の多くは所得が低く、夫の実家の 52.9%が最低生活水準を下回っている(キム 2009、金 2009)。アジア諸国の花嫁候補には選択肢があり、韓国を避けるという意見も聞かれる。受け入れ側である韓国社会が結婚移民者と多文化家族をどのように受け入れていくか、社会全体で考えていくことが必要となる。

<参考文献>

(日本語)

- 井口泰 2007「動き出した外国人政策の改革と多文化共生への課題」『多文化共生と多文化摩擦』
兵庫自治学会
- 伊藤正一 2009「台湾の少子化のマクロ分析」『男女の働き方が東アジアの低出生力に与えた影響
に関する国際比較研究』厚生労働省科学研究費補助金政策科学推進研究事業
平成 20 年度総括研究報告書 45-74
- エスピン・アンデルセン 2000 渡辺雅男・渡辺景子訳 『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・
福祉国家・家族の政治経済学—』桜井書店
- 金賢美 2009「誰のための統合なのか—韓国における結婚移民女性政策と家父長的発想」『アジ
ア・太平洋人権レビュー2009』現代人文社 86-98
- 白井京 2008「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として」『外国の立法』238 号
153-157
- 鈴木透 2009「東アジア低出生力国の出生促進策」『男女労働者の働き方が東アジアの低出生力
に与えた影響に関する国際比較研究』厚生労働省科学研究費補助金政策科学推
進研究事業平成 20 年度総括研究報告書 11-21
- _____ 2009「韓国の極低出生力とセロマジ・プラン」『人口問題研究』第65巻 4号
- 宣元錫 2002「韓国の非熟練外国人労働者受け入れ政策:制度・実態とその課題」『一橋大学経済
研究所世代間利害調整』Discussion Paper No.70
- _____ 2006「韓国における非専門職外国人労働者受け入れ政策の大転換—『雇用許可制』の
導入:『研修生』から『労働者』へ—」『一橋大学大学院社会学研究科・創造政策
研究室 Discussion Paper No.2
- 松岡洋子 2009「移住外国人の言語習得と施策—韓国から日本への示唆」春原憲一郎編『移住労
働者とその家族のための言語政策』71-92 ひつじ書房
- 山地久美子 2007「韓国の人口政策—少子化・男児選好・リプロダクティブヘルス/ライツ—」『性と生
殖・国家の政策』お茶の水女子大学 COE プログラム F-GEN No.14 159-175
- 山脇啓造 2009「韓国における外国人政策の転換について」『国際文化研修』2009 年冬 62 号
38-44

(韓国語)

- キム・ウギョン 2009「多文化家族の実態と政策方案」『保健福祉フォーラム』2009 年 5 月号
多文化家族支援センター2008『多文化家族支援センター事業結果報告書』全国多文化家族事業
支援団
- パク・ソクジャ 2009「2009 年家族政策の方向と課題」『保健福祉フォーラム』韓国保健社会研究院
2-3
- 保健福祉家族省・中央健康家庭支援センター2008『国際結婚 韓国男性 予備・配偶者教育プロ
グラムメニュー』